

教育委員会 3 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 7 年 3 月 1 7 日（月）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 加藤 千恵 委 員 鈴木 紹陶武
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 駒田 一幸 教 育 政 策 課 長 谷口 壘 学 校 教 育 課 長 杉江 圭司 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 淳 図 書 館 長 吉村 きみ まちづくり協働課長 井上 紀和 参事兼スポーツ課長 田口 浩一 文 化 課 長 川原 知佐栄 教育政策課主幹 豊田 幸一 まちづくり協働課参事 森山 修次
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造 教育政策課企画係主事 梶原 史帆
傍 聴 人 数	1 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 3 0 分

<前回会議録の確認>

2 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

<議事内容>

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、6 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、11 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P2～3）

(3) 校区外通学制度の一部変更について

- ・令和 7 年度 4 月 1 日から校区外通学制度を一部変更することについて説明があった。（学校教育課長 資料 P4～6）

(4) 令和 7 年度瀬戸市学校給食実施計画表について

- ・令和 7 年度の学校給食実施計画について報告があった。（学校教育課長 資料 P7）

(5) セと歴！「瀬戸の街道・道標」「水南のマメナシ界限」について

- ・令和7年3月20日（木・祝）に「瀬戸の街道・道標」、令和7年3月30日（日）に「水南のマメナシ界限」が開催されることについて報告があった。（文化課長 別添資料）

(6) 令和6年度瀬戸市スポーツ功労者等顕彰受賞者について

- ・令和6年度瀬戸市スポーツ功労者等顕彰受賞者について報告があった。
（参事兼スポーツ課長 資料 P8～10）

2 議 案

第11号議案 瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

- ・瀬戸市教育委員会事務局規則の一部改正について説明があった。
（教育政策課長 資料 P11～13）

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第12号議案 瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正について

- ・瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正について説明があった。
（教育政策課長 資料 14～16）

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第13号議案 瀬戸市教育委員会決裁規定の一部改正について

- ・瀬戸市教育委員会決裁規定の一部改正について説明があった。
（学校教育課長 資料 17～19）

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第14号議案 瀬戸市学校管理規則の一部改正について

- ・瀬戸市学校管理規則の一部改正について説明があった。（学校教育課長 資料 20～21）

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第15号議案 瀬戸市学校運営協議会規則の一部改正について

- ・瀬戸市学校運営協議会規則の一部改正について説明があった。（学校教育課長 資料 22～23）

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第 16 号議案 代決処分の承認を求める件について

(令和 6 年度瀬戸市教育委員会 3 月補正予算追加 (案))

- ・令和 6 年度瀬戸市教育委員会補正予算追加 (案) の代決処分を行ったことについて説明があった。
(教育政策課長 P24～25)

加藤千春委員	この補正予算は 3 月中に議決された場合に、年度内に契約を行い完成が来年度になるのか、この予算全額を繰り越して来年度に入ってから契約するのどちらですか。
教育政策課主幹	こちらは現在継続事業で行っておりまして、令和 6、7 年度の事業です。交付金が有利になるので、前倒しで交付金をもらってそのまま繰越で行います。
加藤千春委員	継続事業の増額ということですか。
教育政策課主幹	令和 7 年度の予算を令和 6 年度の予算に前倒ししてつけたということです。
加藤千春委員	繰越明許は取らないのですか。
教育部長	継続費の通次繰越になります。

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 17 号議案 代決処分の承認を求める件について

(令和 7 年度瀬戸市教育委員会当初予算追加 (案))

- ・令和 7 年度瀬戸市教育委員会補正予算追加 (案) の代決処分を行ったことについて説明があった。
(教育政策課長 P26～28)

加藤千春委員	ICT 支援員業務委託について、こちらは今年度も行われている事業だと思います。今年度と来年度で、支援員が学校へ訪問する回数に差異はありますか。
教育政策課長	差異はなく、本年度と同様の形態で考えております。令和 3 年度からこの ICT 支援員業務委託を開始しまして、令和 4 年度には月 4 回それぞれの学校に訪問して業務をしておりましてけれども、令和 5 年度からは月 2 回とし、令和 6 年度、令和 7 年度につきましても月 2 回ということで、同じ形態でございます。
加藤千春委員	幡山東小学校の土砂災害防止対策について、この対策工事を行う理由は何ですか。
教育政策課長	学校は災害時の指定避難所に指定されておりますが、幡山東小学校敷地内の法面が土砂災害警戒区域に指定され、現在校舎の一部と屋内運動場体育館の一部がこの計画区域内となりました。これを受け、幡山東小学校の安全を確保するために土砂災害対策を実施するものでございます。
加藤千春委員	幡山東小学校の法面補修は、以前に行ってはいませんか。法面補修を行った記憶でしたが、異なるものですか。
教育政策課主幹	法面補修については思い出せませんが、今回の幡山東小学校については、体育館の東側法面が急だと県から指定を受けており、そちらを解消するための工事になります。

	調査と基本設計が今年度で終わりますので、引き続き詳細設計を行い、工事を行う予定です。
加藤千春委員	では基本設計のことが頭にあったのかもしれませんが。詳細設計がこの7,000千円ということですか。
教育政策課主幹	おっしゃる通りです。基本設計がまとまって方針を決めましたので、それに向けて詳細設計を行っていくための7,000千円です。
加藤千春委員	基本設計の金額が非常に大きかった記憶ですが、いかがですか。
教育政策課長	当初予算で15,600千円でした。
加藤千春委員	思い込みで恐縮ですが、一般的には基本設計の方が詳細設計よりも低額で、建物が大体そうだと思います。基本設計が約15,000千円で、詳細設計が半額程度で済むというのはどういった理由からですか。
教育政策課主幹	調査で地質調査や測量等を全部行った上で方針を3案程度もらいまして、そのうちの一つに方針を決めて詳細設計に入っていくということで、この額になっております。
稲垣委員	資料では令和6年補正予算で歳入が160,000千円程度増えており、令和7年度当初予算で歳入が178,000千円程度減っています。交付金を令和7年度から令和6年度に前倒ししてもらった方が有利だというような説明でしたが、数字だけ見比べると令和6年3月補正予算の方が少なくなっているように思われるのですが、これはどういった理由ですか。
教育政策課長	令和7年の当初予算にある178,245千円というのが、国からもらえる予算の概算の金額でございます。令和7年度から令和6年度の補正に前倒しすることで、国費としては、この163,200千円で同額になります。前倒しするメリットは何かといいますと、起債の手当が厚いという点が挙げられます。具体的には、令和7年度だと充当率が90%だったものが令和6年度に前倒しすると100%の充当率ということで、ここは一つのメリットとして挙げられると思います。また、令和6年度に実施することで国からの補助の確実性、採択される可能性が高いということで、前倒ししているという状況でございます。

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第18号議案 代決処分の承認を求める件について

（令和7年度瀬戸市教育委員会事務局職員等の任免）

- ・令和7年度瀬戸市教育委員会事務局職員等の任免の代決処分を行ったことについて説明があった。
（教育部長 別添資料）

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

3 その他

(1) 日程について（資料 P29）

- ・令和 7 年 4 月定例教育委員会を 4 月 10 日（木）14:00 から開催することの報告があった。
- ・令和 7 年 5 月定例教育委員会を 5 月 8 日（木）14:00 から開催することの報告があった。

(2) 質疑応答

加藤千春委員	令和 6 年度の指定管理請負業務収支予算、これは瀬戸市公民館協議会が令和 6 年度の指定管理業務を行うにあたっての収入と支出の予算です。令和 6 年 3 月 20 日付だったと思いますが、公民館協議会があらかじめ指定管理を行う前に事業計画書を提出しており、その一部にこの収支予算書というものがあります。その際の当初予算書には指定管理だけでなく、地区の公民館が行う事業、例えばその生涯学習の補助事業や二十歳を祝う会等の事業の予算も含まれていました。本来指定管理だけの予算書を事業計画書に添付すべきところが、適切なものでなかったということで、指定管理に関する予算に絞った予算書に改めるとともに、金額についても、4 月以降の状況を踏まえて見直したものになると認識しておりますが、よろしかったでしょうか。
まちづくり協働課長	ご指摘の通りでございます。
加藤千春委員	先ほど申しましたように予算書は事業計画書の一部ですので、予算の見直しを行う場合は教育委員会の承認が必要となると思いますが、教育委員会としてこの予算を承認したという理解でよろしいでしょうか。
まちづくり協働課長	先ほど委員の説明にあったように、指定管理料と事業費を分けるようにご助言をいただき、その後予算の組み替えを行っております。手続き上不足の部分がございしますので、その点につきましては改めて対応させていただきます。
加藤千春委員	承認しているかどうかをお尋ねしたのですが、その点についてはいかがですか。
まちづくり協働課長	現段階では承認を得ておりません。
加藤千春委員	そうするとこれは公民館協議会が作っただけで、正式な承認手続きは踏んでないということですか。
まちづくり協働課長	ご指摘の通りです。
加藤千春委員	次に収入・支出それぞれについて質問させていただきたいと思います。まず収入の部を見ていただきますと、指定管理料と公民館の利用者が支払う利用料、指定管理業務から生じる雑収入、具体的には預金利息等の 3 項目があります。利用料収入は、当初予算書では 11,000 千円となっておりますが、その後当初の見込みほど利用料収入が伸びなかったため、予算額を 8,330 千円に置き換えたのだと思います。令和 6 年 4 月から 12 月までの利用料収入の実績は約 7,130 千円ではないかと思いますが、この実績を踏まえ、令和 6 年度の 1 年間の利用料収入はどの程度になると見込んでおられますか。

まちづくり 協働課長	8,330 千円につきましては、4 月から 9 月末までの金額をベースに倍にした数字です。実際の金額は現在この場に数字を持ち合わせておりませんが、これより若干多い数字になるのではないかと思います。
加藤千春委 員	利用料収入は、最終的にはこの 8,330 千円を上回るであろうということによろしいですか。
まちづくり 協働課長	結構でございます。
加藤千春委 員	次に支出に移りたいと思います。業務仕様書においては、原則として予算の執行は各費目の金額の範囲内で行うということになっています。具体的に言うと、人件費は人件費の範囲内で、施設管理費は施設管理費の範囲内で行うことになると思います。例えば人件費が最低賃金の上昇などで足りなくなりそうだという場合は、市に協議して流用するという決めているかと思いますが、この予算書が策定されて以降、そういった予算の流用について、公民館協議会から協議はありましたか。
まちづくり 協働課長	協議はございません。
加藤千春委 員	10 月 1 日に最低賃金が時間で 50 円ほど上がったと思いますが、その上昇はこの予算に織り込まれているということによろしいですか。
まちづくり 協働課長	金額は 600 千円ぐらいだと思いますが、ここに入っているかは未確認です。
加藤千春委 員	3 月のこの時期になっても協議がないということは、それぞれの費目の範囲内で執行できるということかと推測します。繰出金という項目があり、これは当初予算書にはなかった項目ですが、どのような経費ですか。
まちづくり 協働課長	今回仕様書を確認しますと、市が支払う指定管理料に含まれるものとして、人件費や事務費、施設管理費、モニタリング、公課費、行事活動費、公民館主催事業活動費となっております。この繰出金は行事活動費を指しており、指定管理で認められている行事活動費ということになります。
加藤千春委 員	仕様書で認められている公民館主催事業というのは、公民館自らが利用促進等のために行う事業のことです。自主事業を行うにあたっては、協定書であらかじめ市の承認を得て行うということになっています。11 月に個別でまちづくり協働課に公民館協議会は自主事業を行っているかと尋ねたところ、文書で行っていないと回答をいただいたのですが、今の説明はそれと矛盾しますがいかがですか。
まちづくり 協働課長	仕様書にも、指定管理者は積極的に社会教育に関する事業を企画し、参加費を事業費その他指定管理にかかる費用に充当することと書かれており、公民館が行っている事業が主催事業と捉えておるところでございます。
加藤千春委 員	公民館というのは地区公民館のことですか。
まちづくり 協働課長	地区公民館のことでございます。
加藤千春委 員	最初に申し上げたように予算書を組み替えた理由は、指定管理と指定管理以外の予算が当初混ざっていたものを切り分けたからだと思いますが、今おっしゃった公民館の

	事業を入れるのであれば、公民館の事業が入っていなければおかしいと思います。また、自主事業を行うにあたっては、先ほど申し上げた通りあらかじめ協議しなくては いけませんが、協議が行われた実績はありますか。
まちづくり 協働課長	地区公民館の事業につきましては、年度当初に予定をいただいているところでござい ます。
加藤千春委 員	それではこの繰出金と称する地区公民館に支払われるお金は、どんな事業を対象に支 払われるのですか。
まちづくり 協働課長	例えば作品展であるとか、あるいはスポーツ系の事業といったものに支払われます。
加藤千春委 員	以前個別に伺った話だと、そういった事業は地区の公民館で行っている事業であつ て、公民館協議会の事業ではないと説明を受けました。どうして 180 度変わってしま ったのですか。
まちづくり 協働課長	公民館協議会と地区公民館の関係につきましては、課税も組織全体に対して行われる ものであるため、同一の組織として認識をしております。
加藤千春委 員	公民館協議会と地区公民館は、課税が一体で行われるのですか。
まちづくり 協働課長	そのように認識しております。
加藤千春委 員	指定管理者はあくまで公民館協議会であり、公民館協議会として独立した会計を設け ることになっているのにも関わらず一体だという形で行ってしまうと、指定管理事業 と公民館のソフト面の事業の区分けが曖昧になり、指定管理の本旨から外れてしまう のではないかと思います。そうだとするならば、地区公民館は公民館で行う事業でな くても、例えば小学校で盆踊りのようなものを作っておられますが、そういったもの も公民館の管理のために支払っている指定管理料や、公民館の利用者が施設の利用の 対価として払う利用料金を財源として行うというのは、これは筋が違うのではないか と思います。市としての認識はいかがでしょうか。
まちづくり 協働課長	先ほど申し上げた通り、仕様書にも指定管理者は積極的に社会教育に関する事業を企 画するとございますので、それにのっとって適切であるという認識でおります。
加藤千春委 員	実際に作品展等の事業を企画して実行しているのは地区公民館です。ご説明があった 協定書に書かれているのは、指定管理者である公民館協議会自体がそういった事業を 行うことは認められており奨励されているということですが、実態としては地区の公 民館が行っている事業を、公民館協議会のお金で金銭的支援をしているだけではない かと思いますがいかがですか。
まちづくり 協働課長	公民館協議会につきましては、公民館の集合体ということで、公民館がやられている 事業に対して事業費をお使いいただき、結果社会教育が豊かになると捉えているとこ ろでございます。
加藤千春委 員	公民館の集合体ではないと思います。公民館協議会は規約があり、構成員が列挙され ています。たまたま公民館協議会のメンバーである館長と地区公民館という任意団体 の代表者である館長が同じ人だというだけですので、組織的にも地区公民館は、公民 館協議会とは別組織だと思います。市も、二十歳を祝う会は公民館協議会ではなく、

	地区公民館に委託していると思いますし、地区公民館が行う生涯学習事業に対する補助も、地区公民館の代表者を補助対象先にしています。市もこれまでの実績から、公民館協議会と地区の公民館は切り分けて事業を行っているのに、会計になったら一つにしてしまっているというのは、おかしい話だと思います。公民館協議会と地区公民館が一緒になって活動することはあっても経理は別だと思いますが、改めてその認識を伺います。
まちづくり協働課長	繰り返しになりますが、課税も組織全体に対して行われるものですので、同一の組織だと認識しております。
加藤千春委員	その課税が一体というのは、税務当局がおっしゃったということですか。
まちづくり協働課長	税務署に対して届け出を出しております。令和6年4月1日で、組織一体とのことでした。
加藤千春委員	仮に一体だとすると、まさに公民館協議会の中に施設の管理運営を行う指定管理会計と、ソフト事業を行う公民館事業会計のようなものがあるとのことですので、それを前提にするとこの繰出金というのは、必ずしもあの間違いではないかもしれません。ただし、そもそも指定管理の場合には、指定管理会計は指定管理者の会計の中で独立させなさいとなっています。例えば、スポーツ施設を例にとると、ハマダスポーツがスポーツ施設の指定管理を行っていますが、その瀬戸市のスポーツ施設の指定管理の会計と、その他の例えば会社の従業員を雇うときや、もっと言うと尾張旭市の指定管理の会計とは明確に区分することとなっています。それは指定管理の支出と収入の管理を明確にするという理由もあると思いますが、仮に一体だとしても会計は別にしないではいけないのであって、安易に指定管理のお金をその他の事業に移すということは適切ではないと思います。もう一度伺いますが、作品展等は自主事業だということですか。
まちづくり協働課長	公民館主催事業活動ということになります。
加藤千春委員	先ほども申しましたように作品展等が自主事業なのであれば、あらかじめ市の承認を受ける必要がありますが、そういったことは行われてきたのでしょうか。
まちづくり協働課長	その点につきましては、特に書類上何かしたということはありませんので是正していきたいと考えております。
加藤千春委員	とするならば、今年度については、手続きは反省したが、やっていることは間違いではないという認識ということですか。
まちづくり協働課長	ご指摘を受け、是正してまいりたいと考えております。
加藤千春委員	そもそもこの公民館の指定管理というのはスポーツ施設の指定管理と違って、収入と支出を比べて支出が下回った場合は、残金を市に返還することになっています。先ほど例に出したスポーツ施設や文化施設は、おそらく残金が出ても返金する必要のない取り決めになっています。そうだとすると、公民館の場合は適正な収入を把握し、支出で認められるものだけに絞って認め、余りが出た場合には市民の税金として返金してもらうべきです。今おっしゃった繰出金が認められるのであれば、指定管理会計を

	独立させている意味がなくなると思います。この3,345千円というのはどういった理由からこの金額を算出したのですか。
まちづくり 協働課長	市が支払う指定管理に含まれるものの中にある公民館主催事業活動費としてこの金額を計上しております。
加藤千春委 員	今後公民館の作品展等の事業は自主事業だということですね。地区公民館は様々な事業をやっておられますが、自主事業の基準は何ですか。
まちづくり 協働課長	仕様書に書いてある公民館の主催事業が対象事業です。
加藤千春委 員	公民館協議会と地区公民館が別組織という点についてですが、課税は一体にしなくてもよいと思います。課税が一体だから同組織だとおっしゃいますが、公民館協議会は前からありますが、今まで一体だとおっしゃったことはないと思います。地区公民館にお金を出したいから一体だとしているように聞こえます。そうであれば、なぜ公民館協議会に委託する事業あるいは補助する事業の相手先が公民館協議会ではなく地区の公民館なのですか。
まちづくり 協働課長	実態として、委託や補助が存在するのは確かです。
加藤千春委 員	なぜ委託や補助の相手先が公民館協議会じゃなくて地区公民館なのですか。
まちづくり 協働課長	実態として委託に関しては地区公民館が運用しておられるので、地区公民館に委託しているということだと思います。
加藤千春委 員	実態を見て判断したということですね。実態を見て判断するのであれば、先ほど自主事業だとおっしゃった地区公民館が行う作品展や公民館まつり等諸々の事業も、実態は地区公民館が行っているわけですので、地区公民館の事業ではないですか。
まちづくり 協働課長	あくまで公民館の主催事業と捉えておりますので、この主催事業に関しては対象になるものと考えております。
加藤千春委 員	公民館の主催事業とは地区公民館の主催事業のことをおっしゃっているのだと思いますが、実態として地区公民館が行っている事業を、なぜ公民館協議会の事業と捉えるのですか。
まちづくり 協働課長	仕様書で行事活動費は指定管理の費用に含まれ、公民館主催事業活動費に認められますので、ここに計上しております。
加藤千春委 員	協定書で定められているのは公民館協議会の名において行われる自主事業のことです。公民館協議会で行う事業ならば、繰出金という名称ではなく、予算の中に自主事業費というものが計上されていなくてはいけないと思いますし、元々それが認められるのであればそもそも予算を組み替える必要もなく、地区公民館の生涯学習事業等はまさに公民館の自主事業としてここに予算化されなくてはおかしいと思います。公民館が行う事業で、少なくとも市が関与している生涯学習等の事業は今回の組織改編でも補助執行事業として残ったわけですので、市自体がこれは公民館の管理運営とは別事業だと捉えた証だと思います。お話を聞いていると、結局は地区公民館の活動に対して、指定管理料や利用料の収入を財源として金銭的に補助しているように見えます。

まちづくり 協働課長	当該活動費は、社会教育推進のために使われているものです。
加藤千春委 員	市の組織分掌でも教育委員会の業務として社会教育は残り、まちづくり協働課からコミュニティ推進課へ変わる来年度以降も補助執行することになっていますので、社会教育事業であればそれは指定管理事業ではないと思いますがいかがですか。
まちづくり 協働課長	指定管理料として認められている公民館主催事業活動費ですので、これは対象になるものと考えております。
加藤千春委 員	この教育委員会の場で取り上げられるのも今年度までですので、4月以降は別の形で、繰出金等の是非についてはお伺いしたいと思います。公課費について、当初の予算書では100千円となっていました、現在3,000千円が予算書に計上されています。大幅に増加した理由は何ですか。
まちづくり 協働課長	指定管理料と利用料から人件費を除いた金額×10%が算出根拠となっております。
加藤千春委 員	公民館協議会が消費税の課税業者であるという確認はとっておられるのですか。
まちづくり 協働課長	確認は取っております。
加藤千春委 員	その確認というのは税務署に取られたのですか。それとも顧問の税理士等に取りられたのですか。
まちづくり 協働課長	税理士に取っております。
加藤千春委 員	地区公民館と一体で課税になっているとすると、地区公民館の収入も合算して公民館協議会が支払うのですか。
まちづくり 協働課長	詳細まで確認を取れておりません。
加藤千春委 員	一体で課税になっているとおっしゃったので、そうであれば一体として払わなくてはいけないと思いますは、その確認は取れてないということですか。
まちづくり 協働課長	お見込みの通りでございます。
加藤千春委 員	施設管理費で使用料・負担金が約5,820千円計上されており、電話・コピー機リース料等となっていますが、令和5年度の14の公民館使用料・負担金の支出実績を合計すると約2,800千円です。市からいただいた資料でそうになっていますが、こちらも大幅に予算として増やさなければならない理由は何ですか。
まちづくり 協働課長	手元に資料がなく回答しかねます。
加藤千春委 員	事務費の報償費が約1,190千円計上されており、説明欄に記念品・講師謝礼金等とありますが、指定管理を行う上で記念品や講師謝礼が必要となることは減多にないと思います。なぜこれほどの金額が計上されているのですか。
まちづくり 協働課長	例えば事務員が代わった場合、本来であれば事務局員の予算で支払うところではありますが、諸々の経費を引く等の作業があるため、ここに予算が計上されているという

	ことでございます。
加藤千春委員	そうすると、事務協力員の方が休んで代わりの人が入った場合は、事務協力員費で支払わず、事務費の報償費で、現金で支払っているということですか。
まちづくり協働課長	先ほどの説明は誤りであり、真夏の清掃活動等の様々な作業をお手伝いいただいた際にペットボトルを出しており、そういった類のものです。
加藤千春委員	確認ですが、先ほどおっしゃった事務員が休んだ際に代わりに入った人に支払うお金は、報償費と人件費のどちらで執行しているのですか。
まちづくり協働課長	一度確認いたします。
加藤千春委員	保険料の予算計上額の約 900 千円について、令和 5 年度の決算では 14 公民館の保険料の支出合計額は 1,540 千円でした。この経費は逆に大幅に減っているのですが、それはなぜですか。年度途中に予算を組み替えるので保険料が 897 千円というのは大方実績だと思うのですが、なぜその保険料が指定管理になると大幅に低い額で済むようになったのですか。
まちづくり協働課長	手元に資料がないため回答しかねます。
加藤千春委員	会議費が 580 千円計上されていて、備考欄に会議用のお茶・コーヒー等と記載されていますが、3 ヶ月に一度提出される業務報告書を見ても外部の人が入る会議は記載されていません。仮に公民館協議会内部の会議での支出であるとするならば、お茶やコーヒーは公費に当たる指定管理料や利用料を使うのではなくて、出席者が個人で負担するべきものだと思います。この 580 千円の会議費というのは、どのようなときに必要になるのですか。
まちづくり協働課長	一般的なお茶やコーヒー代として認識をしております。
加藤千春委員	外部の有識者の方が来られれば出すこともあるかもしれませんが、市の内部会議でもお茶やコーヒーを出すことはないと思います。どのような時にどのような必要性があって会議費として 580 千円を組んでいるのですか。
まちづくり協働課長	確認をしてまいります。
加藤千春委員	確認やわからない点が多かったですが、これは承認されていないということなので、この予算はさらに精査するという理解でよろしいでしょうか。
まちづくり協働課長	ご指摘の通りです。
加藤千春委員	昨年だと、令和 6 年度の指定管理の予算は 3 月 20 日に出ていましたのでもう提出しなくてはいけないと思いますが、令和 7 年度の予算にも見直しの内容は反映されるということでしょうか。
まちづくり協働課長	ご指摘の通りでございます。
加藤千春委員	指定管理を行うと決めたのは 1 年以上前の話で、予算を組むということについては、本来であれば令和 6 年の 4 月よりも前にできてなくてはいけないものですが、令和 6

	年度予算が現在も承認を受けてないということは異常事態だと思います。また、繰出金についても、本当に正しいのかどうか私は納得しかねますが、いずれにしてもその年度が終了すると 30 日以内に年間の事業報告書を提出し、支出についても詳細な数字と証拠書類を提出することになります。4 月に入ってから残金を返還する等の精算作業は、具体的にどのようにされるのか教えてください。
まちづくり 協働課長	事業報告の期限は 4 月 30 日だと認識をしております。指定管理に残金が生じた場合は、残金を 30 日以内に市へ返還することとなっています。
加藤千春委 員	市としてどういう検証を行いますか。
まちづくり 協働課長	伝票がまちづくり協働課に届きますので、それを確認することになります。

教育長 加藤 正幸,